### ⑵　生物多様性保全と持続可能な利用の観点から見た国土の保全管理

**①生態系ネットワークの形成**

生物の生息・生育空間のまとまりとして核となる地域（コアエリア）及び、その緩衝地域（バッファーゾーン）を適切に配置・保全するとともに、生物の生息・生育地をつなげる生態的な回廊（コリドー）を確保する。国有林においては、保護林相互を連結する「緑の回廊」を設定し、利用制限や野生生物の生息・生育環境の整備、現況把握や適切な保全・管理を行う。また、農地・河川・海といった森林以外の様々な生態系とも結びついている渓流等水辺の森林等についても、野生生物の移動経路や種子の供給源等として適切な保全・管理に努める。

**②重要地域の保全**

**Ａ．自然環境保全地域等・自然公園**

自然環境保全地域等（原生自然環境保全地域、自然環境保全地域、都道府県自然環境保全地域）については、引き続き行為規制や現状把握等を行っていく。また、自然公園（国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園）については、公園計画に基づき行為規制や利用のための施設整備等を行う。特に、国立・国定公園については、生態系や地形地質保全の観点から重要地域を抽出したことを踏まえて、今後、新規指定や大規模拡張を進める。

**Ｂ．鳥獣保護区**

狩猟を禁止する他、特別保護地区（鳥獣保護区内で鳥獣保護又はその生息地保護を図るため特に必要と認める区域）においては、一定の開発行為の規制を行う。

**Ｃ．生息地等保護区**

指定、生息環境の把握及び維持管理、施設整備、普及啓発を行い、必要に応じ、立入り制限地区を設け、種の保存を図る。

**Ｄ．天然記念物**

行為規制等の各種制度とともに現況把握等の実施により、計画的な指定を進めるとともに、適正な保全に努める。

**Ｅ．国有林における保護林及び緑の回廊**

利用制限や野生生物の生息・生育環境の整備、現況把握等の実施による適切な保全・管理を行う。

**Ｆ．保安林**

全国森林計画に基づき計画的な指定を進めるとともに、その適切な管理・保全に取り組む。

**Ｇ．特別緑地保全地区・近郊緑地特別保全地区等**

多様な主体による良好な緑地管理がなされるよう、管理協定制度等の適正な緑地管理を推進するための制度の活用を図る。

**Ｈ．ラムサール条約湿地**

湿地の保全と賢明な利用及びそのための普及啓発を図るとともに、計画的な登録を推進する。

**Ｉ．世界自然遺産**

登録された４地域（屋久島、白神山地、知床、小笠原諸島）の保護管理の充実を図るとともに、新たな地域の登録に向けた取組を進める。

**③自然再生**

河川、湿原、干潟、藻場、里山、里地、森林等、生物多様性の保全上重要な役割を果たす自然環境について、自然再生推進法の枠組みを活用し、多様な主体が参加・連携するとともに、科学的知見に基づき長期的な視点で順応的に取り組む。

**④里地里山の保全活用**

里地里山等に広がる二次的自然環境の保全と持続的利用を将来にわたって進めていくため、人の生活・生産活動と地域の生物多様性を一体的かつ総合的にとらえ、民間保全活動とも連携しつつ、持続的な管理を行う取組を推進する。里地里山における、特に重要な文化的景観については、重要文化的景観として選定するとともに、地方公共団体が行う保存・活用事業の支援を推進する。

**⑤都市の生物多様性の確保**

**Ａ．都市公園の整備**

都市における生物多様性を確保し、また、自然とのふれあいを確保する観点から、都市公園の整備等を計画的に推進する。

**Ｂ．地方公共団体における生物多様性に配慮した都市づくりの支援**

都市と生物多様性に関する国際自治体会議等に関する動向及び決議「準国家政府、都市及びその他地方公共団体の行動計画」の内容等を踏まえつつ、都市のインフラ整備等に生物多様性への配慮を組み込むことなど、地方公共団体における生物多様性に配慮した都市づくりの取組を促進するため、技術的指針の策定等を実施する。

### ⑶　海洋における生物多様性の保全

第１章第５節の３．⑶③参照

### ⑷　野生生物の適切な保護管理と外来種対策の強化

**①絶滅のおそれのある種の保存**

絶滅のおそれのある野生生物の情報を的確に把握し、定期的なレッドリストの見直しを行う。絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）に基づく希少野生動植物種を指定し、捕獲や譲渡などを規制するほか、特に個体の繁殖の促進や生息地の整備などが必要と認められる種について、保護増殖事業を実施する。

**②野生鳥獣の保護管理**

**Ａ．感染症等への対応**

野生鳥獣に鳥インフルエンザ等の感染症が発生した場合や、油汚染事故による被害が発生した場合に備えて、サーベイランス、情報収集、人材育成等を行う。

**Ｂ．鳥獣被害対策**

希少な高山植物の食害など、生物多様性への影響が大きいシカ等による被害を踏まえ、積極的な個体数調整や被害防除などの広域的かつ効果的な対策を行う。

**③外来種対策**

第１章第５節の３．⑶④参照

**④遺伝子組換え生物対策**

遺伝子組換え生物については、環境中で使用する場合の生物多様性への影響について事前に的確な評価を行うとともに、生物多様性への影響の監視を進める。

**⑤動物の愛護及び適正な管理**

動物の愛護及び管理に関する法律、愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律及び動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針の趣旨にのっとり、動物の虐待防止や適正な飼養などの動物愛護に係る施策及び動物による人への危害や迷惑の防止などの動物の適正な管理に係る施策を総合的に進める。

### ⑸　持続可能な利用

**①持続可能な農林水産業**

第１章第５節の３．⑶⑤に掲げる施策のほか、農業者が環境保全に向けて最低限取り組むべき農業環境規範の普及・定着、農業者が有機農業に積極的に取り組めるような条件整備を推進する。

**②エコツーリズムの推進**

エコツーリズムに取り組む地域への支援、エコツーリズムに取り組む際のポイント等をまとめたマニュアルの作成、ガイド等人材の育成、情報の収集・整理、戦略的な広報活動、他施策との連携等を推進する。

**③遺伝資源の利用**

名古屋議定書の国内措置の検討を進め、可能な限り早期に議定書を締結し、実施することを目指す。